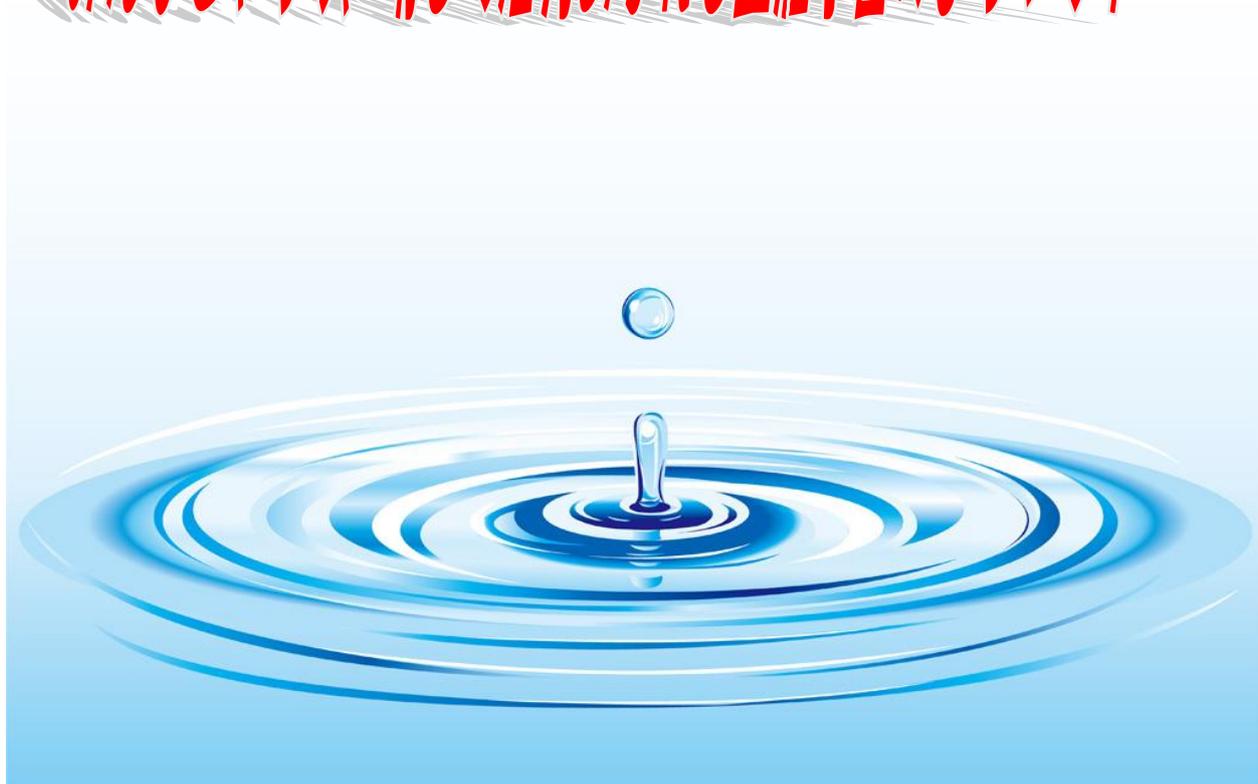


隠岐の島町生涯学習推進計画

みんなでやろう、明るく活力あふれる生涯学習のまちづくり



平成22年4月1日

隠岐の島町

もくじ

はじめに

I 基本構想

- 第1章 生涯学習の意義** P3~5
1. 生涯学習とは
 2. 生涯学習の必要性
 3. 基本構想と推進計画について
 4. 総合振興計画との整合性
- 第2章 隠岐の島町における生涯学習の推進** P6~7
1. 基本理念
 2. 基本方針

II 推進計画

- 第1章 総論** P8
1. 推進計画策定の背景
 2. 推進計画の性格
 3. 推進計画の期間
 4. 推進計画の構成
- 第2章 推進計画の目標** P9~11
1. 隠岐の島町の生涯学習に関わる現状と課題
 2. 推進計画の目標
- 第3章 推進計画実現に向けた推進体制** P12~15
1. 推進組織と行政の役割
 2. 生涯学習関連施設の役割
 3. 推進組織の体系
- 第4章 推進計画の具体的施策** P16~21
1. 施策の展開
 2. 施策の方向性
 3. 具体的な施策
 4. 主な施策の内容
 5. 施策の体系
 6. 主な学習内容の体系
- 第5章 施策の評価** P21
1. 施策評価の必要性
 2. 施策・事業評価の流れ

隠岐の島町生涯学習推進計画

～みんなでやろう、明るく活力あふれる生涯学習のまちづくり～

はじめに

現在、少子高齢化により地域での活力が低下しつつあることは、私たちの町にとっても重要な課題であります。そうした中で生涯学習の推進は、「まちづくり」、「ひとづくり」の気運を生み出し、私たちの身近な地域での課題解決への活力をつくり出す重要な役割を担うものであります。

さて、新町として一体となって新しい町の将来のあるべき姿を描き、まちづくりの指針と各分野にわたる施策を示す「隠岐の島町総合振興計画」が策定されたのはご存知のとおりであります。この施策をもとに、生涯学習の分野では全庁あげて総合的かつ効果的な対策を講じ、それを実地に行うための体制づくりや学習活動について具体的な計画を立案していくことになりました。

ここに、生涯のいつでも、どこでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、学んだ成果が活かされる生涯学習社会の実現に向けた「隠岐の島町生涯学習推進計画」を策定いたしました。この推進計画は、関係方面との連携と協働のもと、広く地域に理解され浸透していく効果的な施策展開のための体制づくりや学習支援の方向性を示し、生涯学習のまちづくりを目指すものであります。

町民の生涯学習活動が多くの人たちとの出会いと協調の場となって、まさに「心行き交うやすらぎのまち」につながるものと期待をしています。

今後は、町民と行政の連携、協働のもと生涯学習が広く地域に理解され浸透していくように、努力して参りたいと考えています。

町民のみなさまにおかれましても、生涯学習に対する一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成22年4月1日

隠岐の島町生涯学習推進本部

本部長（町長） 松 田 和 久

I 基本構想

第1章 生涯学習の意義

1. 生涯学習とは

生涯学習は、町民一人ひとりが、充実した人生を送るために自分の意思で必要に応じて自分に適した手段や方法を選び生涯を通じて行う学習活動のことです。

学習とは、一般的に知識を理解したり、おぼえたりすることを指しますが、新しい知識の習得などの目標に向かって努力して展開される行動のことです。

学習活動とは、学習者が課題意識をもち、目的をもって学習する意図的な活動であり、新しい知識や技能などの習得を目指して行う活動を意味しています。

また、学習活動には、学習センターや公民館、図書館、生涯学習関連施設等を利用して集団で学ぶ場合もありますが、テレビ、ラジオ、書籍、新聞、インターネットなどを利用して個人で行う学習もあります。このように、生涯学習が対象とするのは、これらの意図的に行なわれる学習活動のことです。

こうした学習活動により、自分自身を育て、潤いのある生活を築いていくことができるとともに、学習によって得た知識や技術を家庭、学校、地域などで活かすことによって地域文化の向上や活力ある社会の形成にも貢献していくことができます。

すなわち、生涯学習は一人ひとりの人生を生きがいのある充実したものにするだけでなく、真に豊かな地域社会の実現に大きな役割を果たすことが期待されています。

私たちが生活するまち「隠岐の島町」のまちづくりにも目を向けて考え、学んだことを活かしながら、積極的に活動することも大切な生涯学習といえます。

2. 生涯学習の必要性

科学技術の進歩や高度情報化の進展をはじめ今日の社会情勢は急激な変化を見せており、学校教育で得た知識や技能にとどまらず、日常生活においても絶えず新たに生み出される知識や技能を生涯にわたって学んでいく必要があります。

このように、社会が急激に変化しかつ多くの課題を抱える中、これらに向きあいながら主体的に生きていくためには、各自がそれぞれの資質や能力の向上に努め、*1「人間力」を高めていく必要があります。

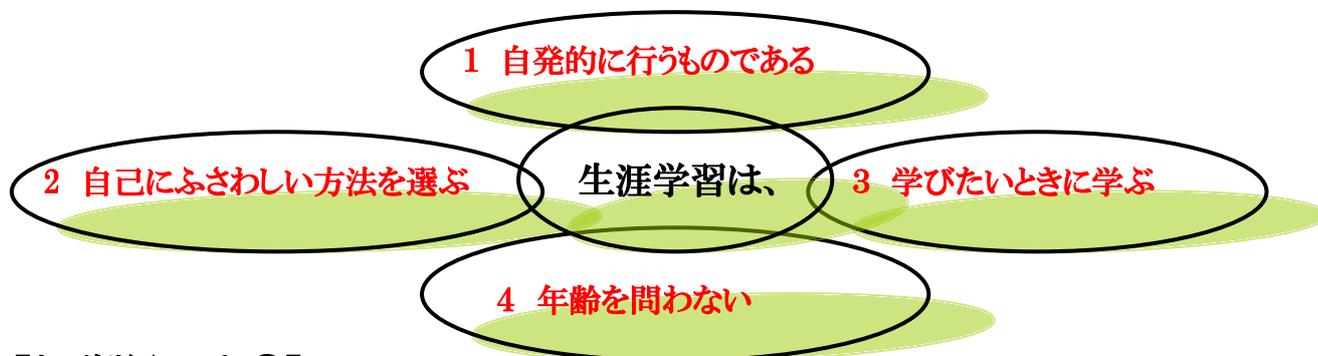
また、活力ある地域づくりを実現するためにも、町民が地域について理解を深め、本町や地域社会の抱えている様々な課題に関心を持ち、その解決に向けた学習活動を行っていくことが求められています。

*1「人間力」とは、社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力のことです。

(内閣府、人間力戦略研究会報告書より抜粋 <平成15年4月10日>)

【生涯学習の取組み方】

生涯学習は、年齢を問いません。一人ひとりが学ぶことの大切さを理解し、必要に応じて自発的に、自分にふさわしい方法を選ぶことから学習に取り組みます。



【なぜ学ぶのか？】

生涯学習は、生きがいつくりや地域の中にある生活課題の解決のために学ぶものです。また、その成果を地域やまちづくりに活かすことも大切です。

(1) 学びは、生きがいのある生活のために（楽しむ、遊ぶ、体験する）

学習することはむずかしいことではありません。楽しく学ぶことはもちろん、学習活動を通じて体験する様々な達成感・充実感が生きがいのある生活をつくります。

(2) 学びは、世の中の変化に対応するために（身につける、取り組む）

益々便利になる情報機器や生活用品などに囲まれて生活するには、それらを使いこなす方法を学習しなければなりません。また、少子高齢化、国際化、情報化への対応は、豊かな地域の中にある環境や福祉など生活課題を仲間で行うことも大切です。

(3) 学びは、地域社会を築くために（参加する、活かす、築く）

学ぶことによって得られた様々な学習成果を活かし、人と人がつながりを持ち地域活動や「まちづくり」に積極的に参加することも大切です。また、学歴ではなく人とその学習成果が活かされる社会、すなわち*2「生涯学習社会」を築くことが必要です。

*2「生涯学習社会」とは、「1. 国民一人ひとりがその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、また、その成果を適切に活かすことのできる社会。」「2. 学習成果の社会還元によって、地域社会の基盤の強化につながる社会全体の教育力の向上に貢献する社会。」「3. 個人の趣味・関心に基づく学習と自立した個人の育成、自立した地域社会の形成に資する学習のバランスのとれた社会。」のことです。

3. 基本構想と推進計画について

隠岐の島町生涯学習推進計画（以下「推進計画」という。）の全体は、基本構想と推進計画から構成されます。基本構想は、本町の特性を活かした生涯学習社会を構築するためのビジョンを示すものです。

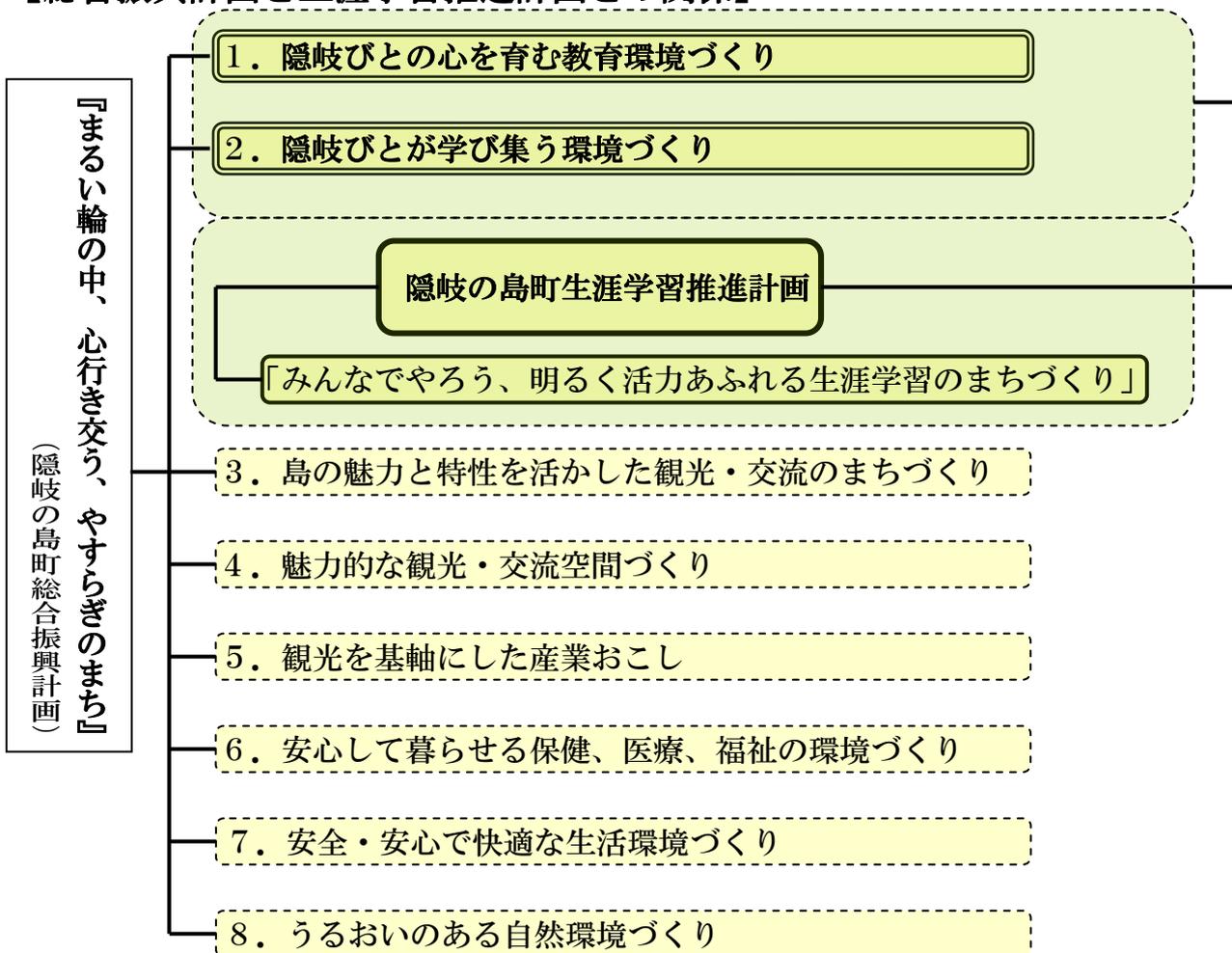
この推進計画は、基本構想に掲げたビジョンをもとに計画の目標を定め具体的な施策を示します。そして、町民が「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」学ぶことができる学習環境づくりや体制づくりに向けた推進計画とします。

4. 総合振興計画との整合性

隠岐の島町総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）では、基本方針に下図の8つの柱を掲げています。

町民の様々なニーズに対して、すべての基本方針と推進計画は整合性がありますが主に学習環境づくりと体制づくりを目的とすることから、次の「1. 隠岐びとの心を育む教育環境づくり」と「2. 隠岐びとが学び集う環境づくり」を生涯学習推進の指針として推進計画の基本理念に示し、目標の実現を目指します。

【総合振興計画と生涯学習推進計画との関係】



第2章 隠岐の島町における生涯学習の推進

1. 基本理念

本町の生涯学習推進は、教育基本法の「生涯学習の理念」と総合振興計画の基本目標を基調に、次の3つの基本方針を柱に取り組んでいきます。

そして、学習を通して習得した知識や技能をまちづくりや人づくりに結びつけるよう、明るく活力あふれる生涯学習のまちづくりを目指します。

<参考>

改正された『教育基本法』において、「生涯学習の理念」が教育に関する基本的な理念として規定されました。

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

※『教育基本法』より抜粋<平成18(2006)年12月22日公布・施行>

2. 基本方針

次のように生涯学習推進のための基本方針を定めます。

(1) 隠岐びとの生活の潤いと生きがいつくりを目指します。

本町の生涯学習の主人公は、町民一人ひとりです。町民の生活の潤いと生きがいつくりに必要な学習を支援するため、生涯学習を推進する体制づくりと、各機関団体等のネットワークづくりを目指します。

(2) 隠岐びとが学ぶことのできる環境づくりを目指します。

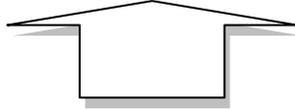
本町の町民の自主的な学習活動を支援するために、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」、「なんでも」学ぶことのできる学習機会と場をつくるなど、学習環境づくりを目指します。

(3) 隠岐びとがともに学びあう地域づくりを目指します。

本町の将来のために、地域が抱える様々な課題を共有し、地域全体で生涯学習に取り組む気運を高めるなど隠岐びとがともに学びあう地域づくりを目指します。

【生涯学習推進計画のイメージ図】

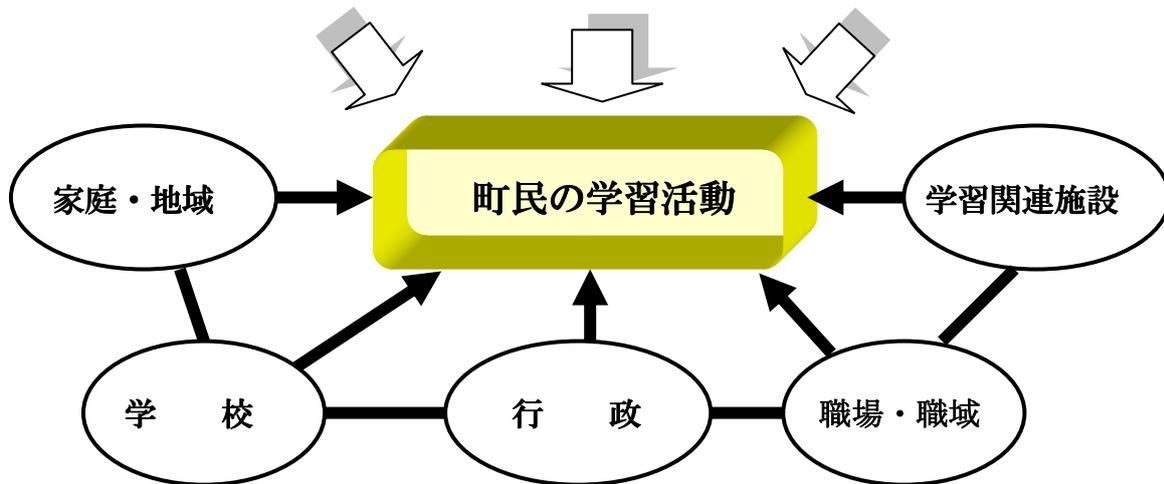
みんなでやろう、明るく活力あふれる生涯学習のまちづくり 隠岐の島町



(1) 隠岐びとの生活の潤いと
生きがいづくりを目指します
○生涯学習を推進する体制づくり
とネットワークづくりをします

(2) 隠岐びとが学ぶことのできる
環境づくりを目指します
○学習機会や場をつくるなど学習
環境づくりをします

(3) 隠岐びとがともに学びあう
地域づくりを目指します
○地域全体で生涯学習に取り組む
地域づくりをします



新しい知識や技術の習得
科学技術の発達
高度情報化・国際化など

現代的課題の学習
少子高齢化社会
男女共同参画社会など

生きがいづくり
余暇時間の有効活用
価値観の多様化など

Ⅱ 推進計画

第1章 総論

この推進計画の策定にあたり、町民に対し生涯学習の必要性について認識していただくことは重要な課題であります。また、町民の学習ニーズを的確に把握し、様々な地域課題の解決に向けた具体的な施策をこの推進計画に組み入れ、町民が自主的に選択し「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」学べる環境と機会づくりや支援する体制づくりをねらいとします。

1. 推進計画策定の背景

今日、少子高齢化や情報化、国際化が進展するなかで、生涯にわたってどう豊かに生きていくのかを問われているところでもあります。また、活力ある地域づくりを実現するためにも生涯学習の果たす役割は大きいものがあります。

このように、社会が急激に変化し、かつ多くの課題を抱える中、学習に対するニーズは今後高まるものと予測されます。このことを踏まえ、生涯学習推進のための基本的な考え方を明らかにし、本町の総合振興計画と整合性を図りながら全庁あげて総合的な施策を展開するために、推進計画を策定し事業を展開するためのガイドラインとします。

2. 推進計画の性格

この推進計画は、町民の学習活動を援助・支援するための施策を体系的に示すものです。

3. 推進計画の期間

この推進計画の期間は、平成22年度を初年度とし平成31年度を目標年度とする10ヶ年計画とします。ただし、社会状況の変動を踏まえ5年間で計画の見直しを行います。

4. 推進計画の構成

この推進計画は、「第1章 総論」、「第2章 推進計画の目標」、「第3章 推進計画実現に向けた推進体制」、「第4章 推進計画の具体的施策」、「第5章 施策の評価」で構成します。

第2章 推進計画の目標

1. 隠岐の島町の生涯学習に関わる現状と課題

本町の生涯学習に関して、町民のまちづくりへの取り組みや学習関心と学習意識はどのくらいあるのか、学習機会を提供する本町の行政機関として推進体制とサービスは行き届いているのかなど現状と課題を探り、様々な課題解決に向けて総合行政として取り組む推進計画の目標を定めます。

(1) 町民の生涯学習意識

「隠岐の島町生涯学習のまちづくりアンケート調査」を平成19年3月に実施しました。以下のとおり、それぞれの設問ごとに調査結果をまとめ課題を探ることにしました。

①隠岐の島町の住みやすさと良さ、不満を感じることやまちづくりへの取り組みについて

隠岐の島町は、どちらかといえば住みやすい町である。自然が豊かで静かで落ち着いて暮らせる。また、公害が少なく治安も良いし、人の気持ちが温かく馴染みやすい土地柄である。不満に感じることは、雇用の場がなく、保健・医療・福祉が充実していない。また、公共交通機関の便が悪いなどの回答率が高い。まちづくりについて、どのような取り組みをおこなっているかわからない。どちらかといえば満足できない取り組み状況であるとの回答率が高い。

【課題】

隠岐の特性である自然を基軸に地域文化を広げることが重要な課題である。また、生活課題や町民の様々なニーズに応えられるためにも、行政の課題として対策を講じる必要がある。

②隠岐の島町の望ましい将来像について

福祉や医療サービスが充実し、お年寄りや障がいのある人が大切にされる町、産業が盛んで、働く場に恵まれている町、豊かな自然環境が守られている町を望む回答率が高い。

【課題】

生活の安定と社会福祉サービスなどの充実や自然環境の保全が将来の隠岐の島町の望ましい将来像として捉えている。

③少子高齢化社会への取り組みについて

少子化社会については、医療費補助や児童手当など子育てに伴う費用の軽減や支援の充実と女性が職場で働きやすい労働環境の整備を必要とする回答率が高く、高齢化社会については、ねたきりや認知症の高齢者のいる家族への支援、一人暮らしの高齢者への支援を望む回答率が高い。

【課 題】

少子高齢化問題については、担当部局が連携しながら総合行政の役割として推進していかなければならない。また、地域の教育力を生かし、地域と行政が連携しながら子育て支援や家庭支援を推進する必要がある。

④まちづくりへの住民参加について

まちづくりへの住民参加については、どちらかといえば実現していないという回答率が高い。参加を進める方法として情報公開を推進し、積極的な情報提供を図る、町民の意見提出手続制度を設け広く住民の意見を募集する必要があるなどの回答率が高い。

【課 題】

町民からの意見や要望など情報は常に収集し、積極的な情報提供や学習相談を推進していく必要がある。また、生涯学習活動を通してまちづくりへの社会参加を推進する必要がある。

⑤町役場の取り組みについて

民間の経営感覚を見習い、徹底して経費を削減する。職員の数を削減するなど人件費を抑制する。職員の意識改革を推進し、職員の資質を高める必要があるなどの回答率が高い。

【課 題】

各部局における職員はそれぞれ専門分野のノウハウを持っている。この能力を地域に活かすことは重要なことである。また、民間、行政を問わず職員の資質向上については、常に職場での研修が必要とされている。

⑥生涯学習への関心や学習成果の活用と学習活動の情報提供について

生涯学習への関心について、「ある程度関心を持っているとの回答率が高い。」学習の成果を役立てる場が充実しているかについては、「自主的に学習をしていない」や「特に発表したり、他に役立てたいと思わないなどの回答率が高い。」また、情報提供についてどこで得られるかわからないなどの回答率が高い。

【課 題】

生涯学習についての理解や情報と学習方法をどのように発信・提供するのか、また、学習してきたことをどのように活かすかといった課題が見える。そのためには、学習に対する意識改革はもちろんのこと推進体制を整備し、情報についても十分な提供とその方法について検討し、学習支援や学習機会を提供する必要がある。

⑦学習活動を行う理由と活動を行う上での支障となることや学習支援について

学習活動を行う理由として、生きがいづくりや体力・健康づくりのための回答率が高い。しかし、自主的に学習活動をしようと思わないが過半数を占めている。学習の支障としては、時間がない、特に学習を行おうと思わない、必要な経費がないといった回答率が高い。また、学習支援について公民館などの社会教育施設で行う講座や学級を充実させる、学習

グループに場所の提供や経費の補助を行う、資格の取得などの機会提供と支援を行う必要があるなどの回答率が高い。

【課題】

学習をしようと思わないと回答された方もあり、生涯学習の必要性について認識してもらうことが必要である。学習の方法については、個人に合わせた学習を支援する相談窓口の設置などの必要がある。未だ取り組んだことのない職業教育については今後関係部局が連携をして支援できる体制づくりを進める必要がある。

【調査のまとめ】

調査の結果、様々な課題解決に向けての対策を総合行政の視点におき、援助、支援できる方策を考えなければなりません。

行政は、町民のニーズに対応できるよう行政部局間の連携はもちろんのこと、各関係機関団体等とのネットワークを図り、情報の提供や相談に応じるなどの体制づくりを推進することが重要な課題です。

2. 推進計画の目標

前述の調査結果から得た現状や課題を踏まえ、この推進計画に次の3つの目標を掲げます。

(1) 学びを支援する組織づくりとネットワーク化を推進します。

町民の様々なニーズに応じた学習支援が可能となる推進組織をつくり、町民と行政が協働で取り組む生涯学習を推進します。また、各行政部局と関連施設、各種団体等との連携ネットワーク化を推進します。

(2) 学びを求める隠岐びとへの支援と学習環境づくりを推進します。

本町において、新しい知識や技能の習得といった生活に必要な学習情報の提供や学習相談の窓口を設けるなど、町民の学習ニーズに応じた支援に努め、必要な知識を学びつづけることができる学習機会や場を提供します。

(3) 学びを通じて支えあう我がまちづくりを推進します。

本町の特性を活かした「ふるさと教育」の推進や地域全体で学習を支えあい、地域自身の手で助け合う地域づくりやまちづくりを推進します。

第3章 推進計画実現に向けた推進体制

1. 推進組織と行政の役割

(1) 生涯学習推進本部（生涯学習推進会議）

本町に生涯学習推進本部を置き、生涯学習推進施策を総合的に取り組み、本町の特性を生かした町民と行政の協働による生涯学習のまちづくりに努めます。また、生涯学習推進会議は、関係機関、団体との連携協力のもと情報交換や普及奨励に努めます。

(2) 生涯学習推進行政

生涯学習を展開していくには、本町の一般行政部局と教育部局がそれぞれの果たすべき役割を明確に認識し、連携を図りながら効果的に施策を推進します。

(3) 教育行政

教育行政を担う教育委員会は、生涯学習推進の中核として、各行政部局と調整を図り、生涯学習の拠点となる関連施設と協力しながら事業を展開していきます。

また、学習をコーディネートする社会教育主事や指導主事、公民館主事を教育委員会と公民館に配置し、町民の学習活動を側面から援助、支援する行政サービスの提供者としての役割を担います。

2. 生涯学習関連施設の役割

関連施設の役割として、町民の学習ニーズに対応できるよう事業、人材、資料・情報などを必要に応じて提供します。それから、町民が利用しやすい施設となるよう学習環境の整備に努めます。

(1) 学習センター

生涯学習センターは、生涯学習の推進拠点として住民の福祉の増進と生活文化の向上を図るため調査、研究並びに情報収集や提供を行うなど、学習に関する講座等の開設や関係者の研修及び指導者の養成を行います。

(2) 公民館

現在、本町の4地区に公民館を設置しています。公民館は、生涯学習の拠点施設としても機能し、学習活動を円滑かつ効果的に行えるような学習の機会と場を提供して行きます。

そして、町民の要望を十分反映した運営方法の工夫、改善に努め事業や活動の成果を絶えず評価しながら身近な生涯学習関連施設としての役割を担います。

(3) 学 校

学校では、生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、基礎的・基本的な内容の指導を徹底し、個性を活かす教育の充実を図るとともに自己学習力の育成を図ります。

また、町民の学習活動に資するよう、学校の開放や地域の関連施設、社会教育団体との密接な連携・協力を図ります。

(4) 図書館

町立図書館は、単に図書資料を提供するだけでなく情報拠点として地域の課題解決や調査研究を支援できるような事業にも取り組みます。

また、隠岐の子ども達の読書活動や学習活動を推進するうえで、学校や公民館と連携、協力するなど学習支援を積極的に行います。

(5) 隠岐島文化会館

隠岐島文化会館（以下「文化会館」という。）は、町民のコミュニティの場として親しみやすい施設となるよう整備します。

文化振興の拠点施設として、(財)隠岐の島町教育文化振興財団や関係団体と共同で隠岐の自然、歴史、郷土文化などを研究し、その研究成果を発表する場となるよう施設を提供します。

また、必要な設備の整備と舞台操作技術などの職員を配置し、学習者の要望に応えられるような施設運営に努めます。

(6) 体育施設

総合体育館を生涯スポーツの拠点施設として、*2「**総合型地域スポーツクラブ（隠岐レインボークラブ）**」を設置します。

また、他の体育施設(学校体育施設(11)、町民体育館(3)、町民運動場(4)、温水プール、武道館、ヨットハーバー、キャンプ場(3)など)と連携し、だれでも気軽に利用できるよう施設の整備と機能充実に努めます。

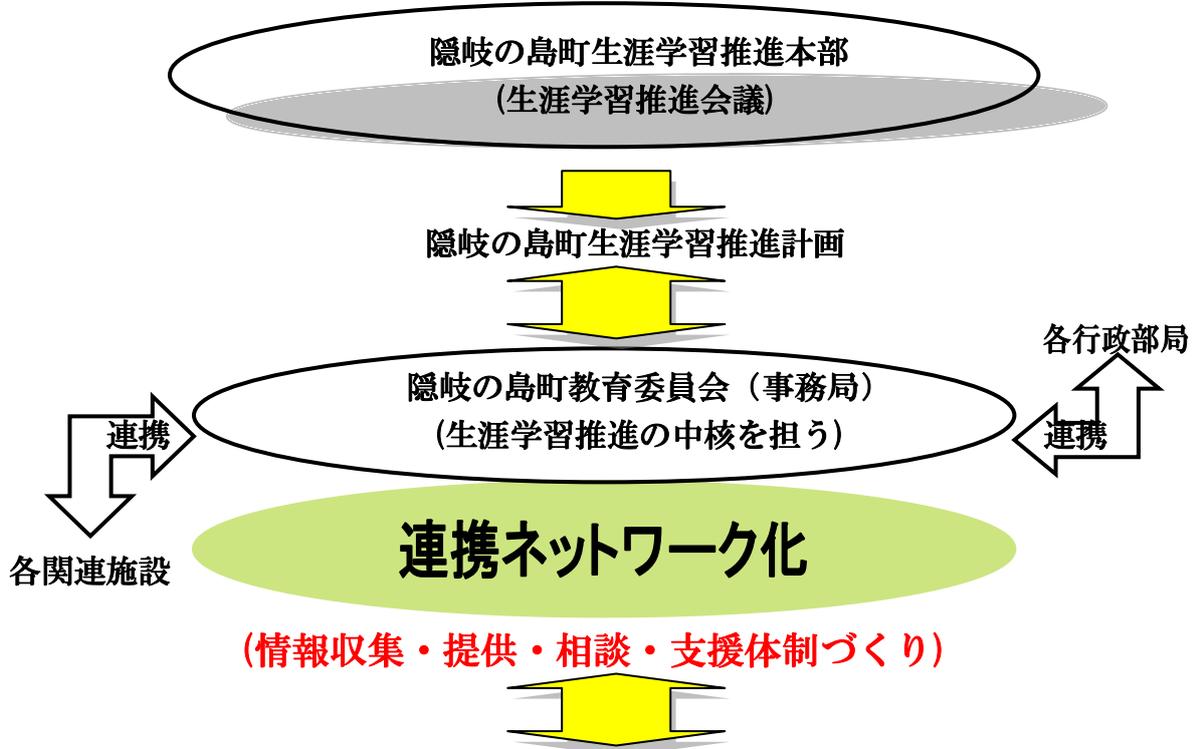
*2「**総合型地域スポーツクラブ**」とは、多世代（ジュニアと成人、ジュニアと中・高齢者、青年と中・高齢者など）、多志向、多種目により活動しているクラブのことを言います。

(7) 他の施設

本町にある資料館など(郷土館、創生館、都万目の民家、佐々木家、隠岐自然館など)は、観光来館者のための館というイメージがあります。この資料館などを本町の学習施設として有効活用できるようにします。また、福祉、産業、民間施設においても、町民や団体、グループなどで活用できるようにしていきます。

3. 推進組織の体系

【隠岐の島町生涯学習推進組織体系】



【関連施設】

学習センター、学校、公民館、図書館、文化会館、体育館、資料館、他の施設

～学習者へ情報提供・学習活動支援～



～学習者の学習要求～

町民(学習者)

(乳幼児・青少年・成人・高齢者)

〔団体〕社会教育団体・生涯スポーツ団体・企業・民間団体・自治会など

【隠岐の島町生涯学習推進組織】

生涯学習推進本部

本部長 町長
副本部長 副町長 教育長
本部員 本庁課長・支所長

(この本部は、町の総合振興計画を基に生涯学習推進計画の指針を示す)

【幹事会】

1. 生涯学習に必要な行政内部の事業企画に関する情報や資料提供などを積極的に行い調査・研究を支援する

【事務局】教育委員会(生涯学習課)

- (1) 庁内、関係機関・団体との渉外・連絡提携
- (2) 事業の調整・企画・促進援助
- (3) 情報収集と提供
- (4) 計画のまとめ・報告

生涯学習推進会議

【構成員】 教育関係者・学識経験者・関係団体代表者・生涯学習実践者(計10名)

【専門部会】

1. 推進本部長が方針を示した推進計画策定にあたって、事項の点検と調査審議に関すること
2. 生涯学習の普及奨励に関すること
3. 関係機関・団体相互の情報交換及び連携協力に関すること
4. その他生涯学習の推進について必要な事項に関すること

【庶務】教育委員会(生涯学習課)

- (1) 関係機関・団体との渉外、連携提携
- (2) 会議の通知、会場の予約と設営
- (3) 資料の収集と提供
- (4) 会議の記録と報告
- (5) 調査の補助と実践

【生涯学習関連機関・施設】

第4章 推進計画の具体的施策

1. 施策の展開

生涯学習を総合的に推進していくために、行政各機関同士の連携や施策の総合的な展開方法を探るなど、推進組織体制を整えます。次に、推進組織が機能するよう町民の学習活動を効果的に支援できる体制を具体的に示します。

そして、各関連施設を拠点に町民の学習要求に応じた学習の機会づくりを推進します。

2. 施策の方向性

この推進計画の目標に沿い、次の3つの柱で施策の展開を図っていきます。

- (1) 生涯学習推進本部を組織し、行政部局と生涯学習関連施設と連携したネットワーク化を図る「学びの推進体制づくり」の施策とします。
- (2) 町民への学習啓発と学習ニーズに応じた情報提供や学習支援と学習環境を整備する「学びの支援体制づくり」の施策とします。
- (3) 関連施設を有効に活用できるように施設運営や機能の充実を図り、指導できる人材の発掘と育成をし、学習活動へ活用する「学びの機会づくり」の施策とします。

3. 具体的な施策

(1) 学びの推進体制づくり

①生涯学習推進組織を整備します。

本町においては、町長を本部長とした「推進本部」を組織し、行政内部の推進組織の機能充実を図るとともに、町民代表で組織する「推進会議」を設置し、町民による生涯学習推進体制の充実を図り、町民と行政が一丸となって生涯学習を推進します。

②連携ネットワーク化を図ります。

町民の様々な学習ニーズに柔軟・迅速・的確に応えるためには、本町の一般行政部局・教育行政部局と生涯学習関連施設とが連携し、様々な立場から総合的に支援していく仕組みづくりが重要です。

また、それぞれの学習サービスが自分にあった内容や水準であり特色や専門性を活かしつつ積極的に情報発信できるような連携ネットワーク化を推進します。

(2) 学びの支援体制づくり

① 学習環境の整備を図ります。

生涯学習関連施設を学習の拠点として有効に活用できるよう学習環境を整備します。また、隠岐の特性として自然や歴史文化など地域の教育資源を活かした活動を推進し、文化遺産の保存活用や伝統文化、芸術活動の保存育成ができるような環境を整えます。

② 学習活動の啓発を推進します。

学習の必要性や学習方法について町民の理解を促す啓発活動を推進します。

③ 学習情報の提供と学習相談の充実を図ります。

学習センターや公民館、図書館に、学習に必要な情報を提供する相談窓口を設置します。また、インターネットなどを活用して、各種情報のデータベース化を図ります。

(3) 学びの機会づくり

① 学習機会と場の充実を図ります。

町民の学習ニーズを的確に把握し、地域の実情に即した学習方法の開発と指導者及び助言者に対する研修を実施するなど、適切な学習機会と場の充実を図ります。

② 人材の発掘・育成・活用を図ります。

町民の学習意欲を喚起する役割を担う地域ボランティアの発掘や育成に努めます。また、本町の生涯学習推進の役割を担う社会教育主事や派遣指導主事、公民館主事を適切に配置するなど、生涯学習推進役として積極的に活用します。

③ 地域教育力の向上に努めます。

隠岐に誇りを持ち、将来を担う健全な青少年を育成するために「ふるさと教育」を推進します。また、隠岐の子ども達が自立して生活するために必要な基本的行動や生活習慣を学び、いじめや不登校、社会体験不足などの解決に向けた学習・実践活動に大人を巻き込む仕組みづくりに取り組むなど、*3「地域力」の醸成の機運を高め、「地域の元気」を取り戻します。

*3「地域力」とは、町民が自ら地域の課題を掘り下げ、その解決に向けた主体的な学習・実践活動に結びつけていく力、すなわち自治・自立の理念に基づく地域の底力のことを表しています。

4. 主な施策の内容

(1) 学びの推進体制づくり

主な施策	具体的施策の内容	担当課
①生涯学習推進体制の整備をします	ア 総合的な推進組織を整備する イ 生涯学習推進行政の役割を明確する	町長部局 教育委員会
②連携ネットワーク化の充実を図ります	ア 生涯学習関係機関、団体との連携を図る イ 施設間ネットワークによる施策を展開する	町長部局 教育委員会

(2) 学びの支援体制づくり

主な施策	具体的施策の内容	担当課
①学習環境の整備と充実を図ります	ア 教育環境の整備を図る イ 地域の教育資源の活用を図る ウ 生涯学習関連施設の整備を図る エ 文化遺産の保存活用と伝統文化、芸術活動の保存育成する	各関係課 教育委員会
②学習活動の啓発を推進します	ア 学習の啓発、啓蒙活動を推進する	各関係課 教育委員会
③学習情報の提供を図ります	ア 学習相談窓口を開設する イ 学習機会に関する情報提供をする ウ 指導者、ボランティアなどの情報提供をする エ 各種資格情報の提供をする オ 学習プログラム情報の提供をする カ 施設に関する情報の提供をする キ 生活情報の提供をする	各関係課 教育委員会

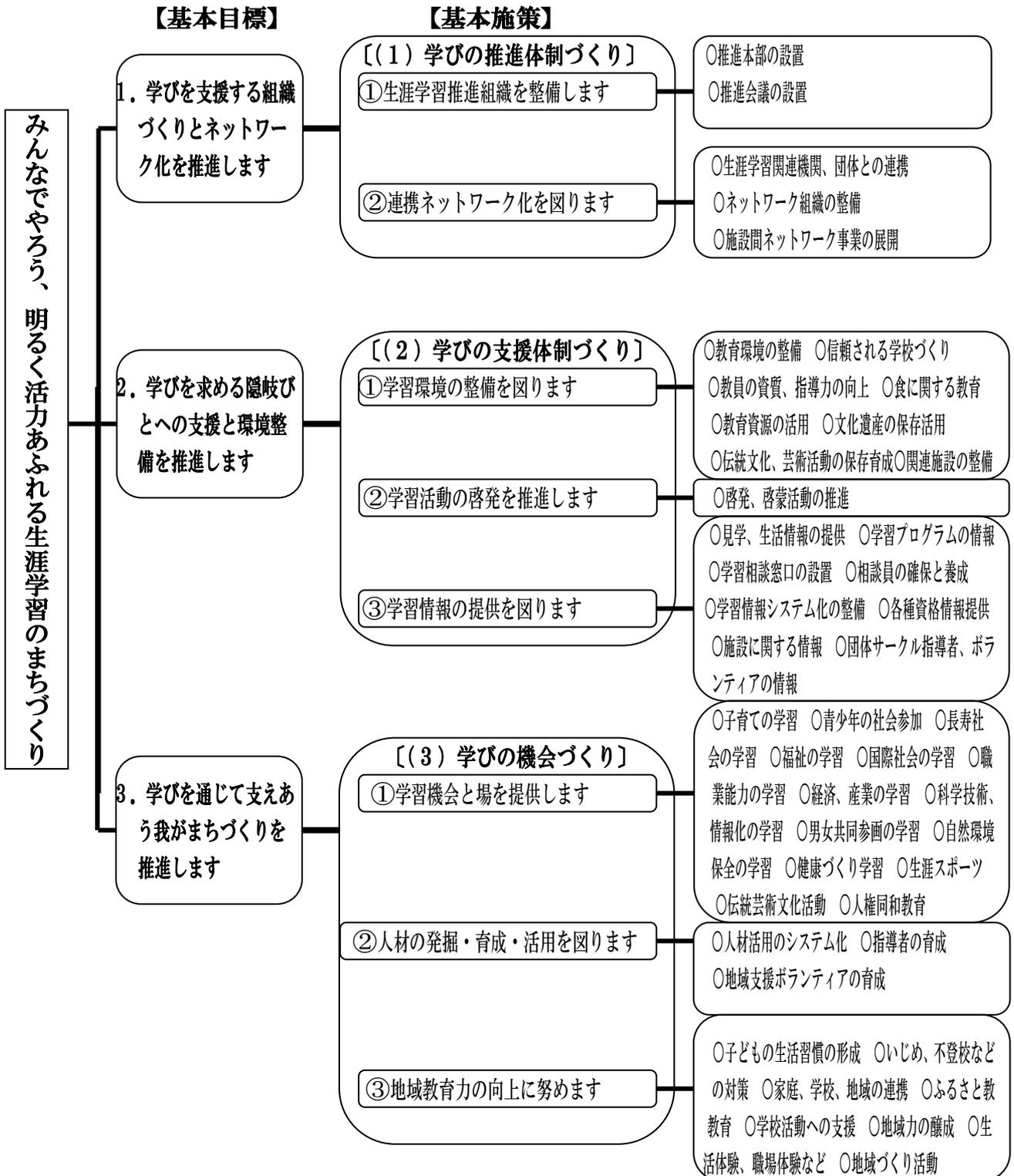
(3) 学びの機会づくり

主な施策	具体的施策の内容	担当課
①学習機会の場を提供します	ア 乳幼児期-基礎的な生活習慣を身につける、人間関係の基本的なルールを習得する学習 イ 少年期-豊かな情操を養い、個性を伸ばす学習 ウ 青年期-社会人となるための学習 エ 成人期-職業生活および家庭生活への適応を図る学習 オ 壮年期-社会的役割の増大に対応する学習	各関係課 教育委員会

	<p>カ 高齢期－若い世代との交流や知識・技能・経験の継承を図る学習</p> <p>キ 生命財産に関する学習</p> <p>ク 健康に関する学習</p> <p>ケ 人権・同和問題に関する学習</p> <p>コ 消費者問題に関する学習</p> <p>サ 地域連帯、地域の教育力の学習</p> <p>シ 地域づくり、まちづくりの学習</p> <p>ス 家庭教育、学校教育、企業教育、社会教育</p> <p>セ 科学技術の高度化、情報化に対応する学習</p> <p>ソ 男女共同参画社会を実現する学習</p> <p>タ 国際理解の学習</p> <p>チ 環境、資源、エネルギーに関する学習</p> <p>ツ 生涯スポーツの学習</p> <p>テ 伝統芸術文化を高める学習を提供する</p> <p>ト 関連団体等との連携による学習機会を提供する (自主的活動団体との連携、障がい者等の学習活動を支援する)</p>	
<p>②人材の発掘・育成・活用を図ります</p>	<p>ア 人材活用のシステム化を整備する</p> <p>イ 直接援助する指導者の育成を図る</p> <p>ウ 地域支援ボランティアを育成する</p>	<p>各関係課 教育委員会</p>
<p>③地域教育力の向上に努めます</p>	<p>ア 家庭、学校、地域の連携活動を推進する</p> <p>イ ふるさと教育を推進する</p> <p>ウ 生きる力の育成と支援をする</p> <p>エ 学校活動への支援をする</p> <p>オ 地域力の醸成に努める</p> <p>カ 生活体験、奉仕体験、職場体験、社会参加活動への支援をする</p>	<p>各関係課 教育委員会</p>

5. 施策の体系

本町の生涯学習の推進は、「みんなでやろう、明るく活力あふれる生涯学習のまちづくり」を基本理念に、先に定めた3つの目標の実現に向けて、以下に示す施策体系により行うこととします。

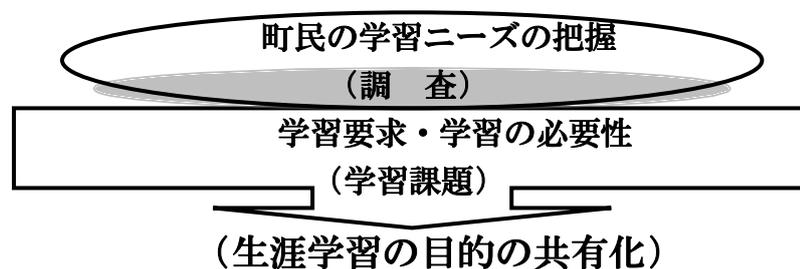


6. 主な学習内容の体系

教育委員会は、生涯学習推進行政の中核を担うために、町民意識や地域連帯意識などに関する学習や生活技術の習得に係る学習、職業に係る知識・技術の向上などを含め、新たな学習ニーズに応えられるよう各行政部局と連携して適切な内容の学習を積極的に実施します。

学習の体系としては、〔①生涯の各時期の発達段階に対応したもの。②生活領域（家庭、学校、人権、職場、地域など）にかかわる課題に対応したもの。〕などを、実践的な事業に組み入れていく作業を進める必要があります。

【学習の体系】

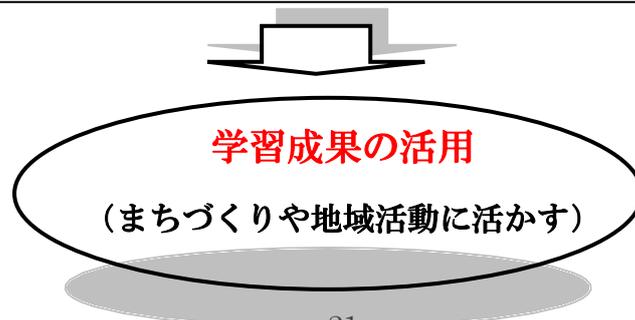


(1) 生涯各時期の発達段階の課題に対応したもの

- ①乳幼児期＝基礎的な生活習慣を身につける。仲間集団において人間関係の基本的なルールを習得する
- ②少年期＝豊かな情操を養い、個性を伸ばす
- ③青年期＝職業人および社会人となるための準備をする
- ④成人期＝職業生活および新たな家庭生活への適応を図る 地域社会における良い人間関係を築く。社会的役割（責任）の増大に対応する 成人病の予防と健康管理に努める
- ⑤壮年期＝社会的役割の増大に対応する 高齢期の生活設計を行い、高齢期に向けて余暇活動の開発を図る
- ⑥高齢期＝若い世代との交流を行い、知識・技能・経験の継承を図る、肉体的な衰えや疾病に対応した備えをする 人間関係の調整を図る

(2) 生活領域の課題に対応したもの

生命、健康、人権、豊かな人間性、家庭家族、消費者問題、地域の連帯、まちづくり、家庭教育、学校教育、職業教育、社会教育、交通問題、高齢化社会、男女共同参画型社会、地域力・地域の教育力の向上など、科学技術、情報の活用、国際理解、国際貢献、開発援助、人口・食料、環境、資源、エネルギーなど



第5章 施策の評価

1. 施策評価の必要性

現在、どの行政分野においても評価が課題となっています。本当に必要な施策や事業が有効的、効果的に行われているか、実態を正しく把握した上で的確に評価することが求められています。また、その結果を町民に公表することが必要です。

具体的には、実施した施策・事業がどの程度目的を達成したか、達成していないとすればどこに原因があるのかなど、評価活動はそれらについて見直し、よりよい施策・事業に改善していくために重要です。

2. 施策評価の流れ

施策と事業の企画や運営、評価、改善を、一連の流れとしてとらえ評価した結果に反映させることにより、よりよい施策・事業の企画・運営を目指します。

【施策・事業評価の流れ】

①運 営	○設置目的や実施目的の明確化	○施策・事業の企画・実施 ○施設の管理・運営	○評 価	
②評価のプロセス	○評価方法の検討 ・評価指標の設定 ・評価項目の検討	○評価データの収集 ・アンケート調査 ・聞き取り調査 ・内部ヒアリング	・評価データの分析 ・問題点・課題の抽出・分析	○改善策の検討・実施